

●3月17日、デサンティス州知事は新型コロナウイルス対策として人の集まりを避ける一連の措置を指示しました。これを受けて、州内の各郡、各市町村は、それぞれ独自の措置を採っています。独自の措置の中には、州知事が命令した措置よりも厳しい内容のものがあります。ついては、在住または滞在中の郡、市町村の発表に留意し、最新の情報を得るように努めて下さい。

https://www.flgov.com/wp-content/uploads/orders/2020/E0_20-68.pdf)

州知事が指示した措置は、以下のとおりです。

1. バー、パブ、ナイトクラブ

3月17日17:00以降、30日間にわたって、アルコール飲料の全ての販売を停止する。

2. ビーチ

10人以上の集まりを制限し、他者との距離を6フィート（約2メートル）以上確保するとの米国疾病予防管理センター（CDC）の指針に即して、公共のビーチを利用するよう指示する。

3. レストラン

入店する客の数を現行の収容人数の50%に制限する。CDCの指針に即して、客の間の距離を6フィート（約2メートル）以上確保し、客は10人以内のグループに制限する。

従業員に対する調査を実施し、基準に該当する従業員は、レストラン施設への入店を禁止する。

●3月13日、フロリダ州教育長官は、春休みの延長を強く推奨しました。多くの郡で春休みを含め、2週間以上学校を休校とする措置が執られており、現時点において4月15日までの校舎閉鎖を採用する郡学校区が増えています。

●当館領事窓口のご利用にあたっては、感染の危険を少しでも軽減するため、体調がすぐれない方は、体調が回復してからご来館いただきますようお願いいたします。

【在マイアミ日本国総領事館】

Consulate General of Japan in Miami

80 S.W. 8th Street, Suite 3200, Miami, FL 33130

電話：305-530-9090 FAX：305-530-0950

代表HP：<http://www.miami.us.emb-japan.go.jp>